

委任状

本人（委任者）

住所

氏名

（自署または記名押印）

電話番号

※委任の内容に疑義がある場合は、本人（委任者）に電話で確認することがあります。

私は、

- ・旧氏及び旧氏の振り仮名（以下、「旧氏等」という）記載の手続きをすると、マイナンバーカード、住民票の写し、印鑑証明書等に旧氏等が必ず併記されること
※マイナンバーカードへの旧氏の振り仮名記載は令和8年6月頃以降予定
※印鑑証明書には旧氏のみ記載
- ・旧氏等を併記した後にその旧氏等を削除すると、その後「旧氏等削除後に生じた旧氏等」に限り記載できること
- ・旧氏等を併記した後に氏が変更した場合、「直前に称していた旧氏等」に限り変更できること
- ・旧氏等削除の手続を行わない限り、住所や氏名が変わっても旧氏等は削除されないこと
- ・印鑑登録、マイナンバーカード券面更新、署名用電子証明書の再発行など本人しかできない手続きがあること

を理解したうえで、下記の者を代理人として

- ☐ 住民票への旧氏等の記載（記載する旧氏： 振り仮名： ）
- ☐ 住民票の旧氏等の変更（変更後の旧氏： 振り仮名： ）
- ☐ 住民票の旧氏等の削除
- ☐ 住民票への旧氏の振り仮名記載（記載する振り仮名： ）

の請求の権限を委任します。

代理人 住所

氏名

※委任状は必ず本人がすべて記入してください。

※委任者と代理人双方の本人確認書類が必要です。（写しを取らせていただきます。）

※偽り、その他不正な手段により委任状を偽造した場合は、刑罰の対象となります。

（刑法第159条・第161条）

本人）マ・免（新運経）・旅・身・保・その他（ ）

代理人）マ・免（新運経）・旅・在C・特永・身・保・その他（ ）